

## 凡　　例

★調査基準日は、原則として平成 17 年 4 月 1 日現在としているが、基準日を変更し、最新内容を記載している市町村もある。

★合併のあった市町村において、平成 17 年 5 月 1 日現在、議会議員の在任特例が適用されている場合は、現議員数は、在任特例による。また、「職員数」、「人口・世帯数」、「有権者数」及び<産業・経済>については、合併前の市町村の数値を合計し、<財政状況>及び<公共施設整備状況>については、合併前の市町村ごとの数値をそれぞれ掲載する体裁とした。

★市町村のロゴマーク、住所、TEL、FAX、HP、e-mail、面積、地域指定、一部事務組合加入事業、公営企業、議会、三役、機構図、沿革、地勢・風土等、特産物、主要施策実施状況及び今後の主要課題・特色ある行政等については各市町村の編集による。

○「地域指定」内の語意については下記のとおりとする。

- ・都市開発…「首都圏整備法」により都市開発区域に指定された市町村
- ・近郊整備…「首都圏整備法」により近郊整備地帯に指定された市町村
- ・工特…「工業整備特別地域整備促進法」により工業整備特別地域に指定された市町村
- ・過疎…「過疎地域自立促進特別措置法」により過疎地域に指定された市町村
- ・辺地…「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」により辺地に指定された市町村
- ・山振…「山村振興法」により振興山村に指定された市町村
- ・特定農山村…「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」により特定農山村地域に指定された市町村
- ・公害防止計画…「環境基本法」により公害防止計画策定地域に指定された市町村
- ・特定防衛施設…「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により特定防衛施設関連市町村に指定された市町村

○「職員数」は『地方公務員給与実態調査』における 4 月 1 日現在の数値による。

「ラスパイレス指数」は『平成 16 年地方公務員給与実態調査』の数値による。

○「人口・世帯数」は平成 2 年、7 年の『国勢調査』及び『平成 12 年国勢調査第 1 次基本集計結果概要』並びに平成 17 年 4 月 1 日現在の『茨城県常住人口調査』の数値による。

○「有権者数」は平成 17 年 3 月 2 日現在の『選挙人名簿登録者数』の数値による。

○「老齢人口割合」は『平成 12 年国勢調査第 1 次基本集計結果概要』の数値による。

○「生産・所得」は『平成 14 年度市町村民所得年報』の数値による。

○「総生産額」は『平成 14 年度市町村民所得年報の数値』の数値により、「就業人口」は『平成 12 年国勢調査』の数値による。

○「農業」のうち、「農業産出額」は『平成 14~15 年茨城農林水産統計年報』の数値による。それ以外は、『2000 年世界農林業センサス（茨城の農林業）』の数値による。

○「製造業」は『平成 15 年工業統計調査（茨城の工業）』の数値による。

○「卸・小売業」は『平成 14 年商業統計調査（茨城の商業）』の数値による。

○<財政状況>の「②主な歳入・歳出」の「増減率」は平成 14 年度決算と比較したものである。

○<財政状況>の数値は

原則として各年の『地方財政状況調査』の数値による。ただし、(H16) と明記されているものは平成 16 年の数値である。

## 経常一般財源等とは

毎年度継続して恒常に収入されて、かつ、自由にその用途を決定できる財源をいう。その範囲は、普通税、地方譲与税、普通交付税、交通安全対策等特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方消費税交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されていないものをいう。

$$\text{標準税収入額等} = (\text{基準財政収入額} - \text{特別とん譲与税} - \text{地方道路譲与税} - \text{自動車重量贈与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75}$$

$$+ (\text{特別とん譲与税} + \text{地方道路譲与税} + \text{自動車重量贈与税} + \text{交通安全対策告別交付金})$$

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税}$$

$$\text{財政力指数} = \left( \frac{\text{14年度基準財政収入額}}{\text{14年度基準財政需要額}} + \frac{\text{15年度基準財政収入額}}{\text{15年度基準財政需要額}} + \frac{\text{16年度基準財政収入額}}{\text{16年度基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等の額}}{\text{経常一般財源等の額}} \times 100$$

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費に充当された一般財源等}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

起債制限比率：次の算式により求められた過去3カ年の平均値

$$\frac{\text{地方債元利償還金充当（繰上償還分を除く）} - \text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費} - \text{事業費補正として基準財政収入額に算入された公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費} - \text{事業費補正として基準財政収入額に算入された公債費}} \times 100$$

○ 「公共施設整備状況」は『平成15年公共施設状況調査』の数値を基本に、一部を下記による数値とした。

- ・「小学校」「中学校」「幼稚園」…『平成16年学校基本調査』による公立+私立の数
- ・「保育所」…平成16年4月1日現在『県子ども家庭課』の資料による公立+私立の数
- ・「図書館」「体育館」「プール」…市町村立の箇所数
- ・「公営住宅」…公営住宅の戸数
- ・「公民館等」…市町村立（公会堂・市民会館+公民館）の箇所数
- ・「老人福祉施設」…

    養護老人ホーム+特別養護老人ホーム+老人デイ・サービスセンター+老人福祉センター+軽費老人ホーム+老人短期入所施設の箇所数

- ・「病院・診療所」…市町村立（病院+診療所）+市町村以外（病院+診療所）の箇所数
- ・「道路改良率」…改良済延長／実延長×100
- ・「道路舗装率」…舗装済延長／実延長×100
- ・「ごみ焼却処理率」…ごみ（焼却+高速堆肥化）処理量／年間総排出量×100
- ・「し尿衛生処理率」…

    （下水道マンホール投入+処理施設処理+下水道放流+し尿浄化槽）処理量／年間総排出量×

- ・「上水道等普及率」 …  
(上水道 + 簡易水道 + 専用水道 + 飲料水供給施設) 紿水人口／(H15. 3. 31 現在の住民基本台帳登載人口 + 外国人登録人口) ×100
  - ・「排水等処理率」 …『よみがえる水（いばらきの下水道）』の「生活排水処理総合普及率」
  - ・「施設充足率（公私立幼稚園保育所）」 …  
(幼稚園 + 保育所) 定員／H15. 3. 31 現在の幼児人口 ×100
- 特別職等の給料（報酬）、姉妹都市等の提携状況、都市宣言の状況、市町村の花・木・鳥については、平成17年4月1日現在のものである。
- \* 各数値及び比率等については、四捨五入の関係により多少の誤差を生じるものがある。